

# 小千谷市総合評価方式試行要領の運用基準

平成19年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、小千谷市総合評価方式試行要領(以下「試行要領」という。)に定めるもののほか、小千谷市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事の選定の目安)

第2条 総合評価方式による工事は、試行要領第5条第1項の基準と併せ、土木一式工事、建築一式工事又は管工事の簡易型及び標準型について、それぞれ次の工事金額(設計額)の範囲を目安に選定するものとする。

(1)簡易型

ア 簡易(実績)型 概ね10,000千円以上、100,000千円未満の工事

イ 簡易(提案)型 概ね50,000千円以上の工事

(2)標準型 概ね100,000千円以上の工事

(加算点、評価項目及び評価基準)

第3条 加算点の上限は、簡易型は14点、標準型は24点を標準とするものとする。

2 評価項目及び評価基準については、簡易型及び標準型を適用する工事について、それぞれ次によるものとする。

(1)簡易型を適用する工事

簡易(実績)型の場合は、別表1により、簡易(提案)型の場合は、別表2によるものとする。

(2)標準型を適用する工事

別表3によるものとする。

3 市長は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の難易度又は重要度等に応じて変更できるものとする。

(技術資料及び技術提案の提出様式)

第4条 入札参加希望者等に提出を求める資料の様式は、次によるものとする。

(1)技術資料

ア 企業の技術力・地域性確認資料 様式第1号

イ 配置予定技術者の能力確認資料 様式第2号

ウ 簡易な施工計画 様式第3号

(2)技術提案

ア 技術提案書 様式第4号

2 入札参加希望者等に求める簡易型及び標準型ごとの提出資料は、次のとおりとする。

(1)簡易型

ア 簡易(実績)型 様式第1号、様式第2号

イ 簡易(提案)型 様式第1号、様式第2号、様式第3号

(2)標準型 様式第1号、様式第2号、様式第4号

(技術資料及び技術提案の評価方法)



性能等に係わる技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

ア 工事成績評定の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \times ( \quad - \quad ) / \quad \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入})$$

：当初の加算点（点）

：達成度合いに応じて再計算した加算点（点）

イ 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \quad) / (100 + \quad) \} \times C$$

（小数点以下切り捨て）

C：当初の契約金額（円）

C'：達成度合いに応じた違約金（円）

：当初の加算点（点）

：達成度合いに応じて再計算した加算点（点）